

## 来日外国人犯罪組織の動向

はじめに

日刊警察新聞社発行「日刊警察」令和 2 年 5 月 12 日号に掲載された、警察庁まとめによる「令和元年の来日外国人犯罪情勢」の中の「来日外国人犯罪組織」分析の要旨を紹介する。

来日外国人犯罪の検挙人員の国籍別内訳は、ベトナム・中国の 2 カ国で全体の半数以上を占めているが、それぞれ犯罪組織を形成し、計画的に犯行を行っている。このほか、マレーシア人犯罪組織の検挙も目立っている。

#### ■ ベトナム人犯罪組織等

ベトナム人による犯罪の検挙は、来日外国人全体の総検挙件数 17,260 件の 35.0%、総検挙人員 11,655 人の 28.9%を占めているほか、刑法犯検挙件数 9,148 件の 33.0%、検挙人員 5,563 人の 22.4%を占め、総検挙件数・人員とも最多となっている。

来日外国人刑法犯検挙件数に占めるベトナムの割合を包括罪種等別に見ると、窃盗犯が 47.9%を占めており、このうち万引きが 66.1%、侵入窃盗が 25.9%などとなっている。

ベトナム人の刑法犯検挙人員を在留資格別に見ると、正規滞在が 82.4%、不法滞在が 17.6%となっている。正規滞在では「留学」が 28.2%と最多で、次が「技能実習」で 27.8%、「定住者」が 5.1%などとなっている。ベトナム人の在留者は近年、「留学」や「技能実習」の在留資格で入国する者が増加しており、一部の素行不良者が SNS 等を介して犯罪組織を形成するなどしている。

また、ベトナム人による犯罪は、刑法犯では窃盗犯が多数を占める状況が一貫して続いており、手口別では万引きの割合が高い。万引きの犯行形態としては、SNS 等を介して自国にいる指示役からの指示を受け、数人のグループで、見張り役、実行役、商品搬出役等を分担して、大型ドラッグストア、大型スーパー等に車両で乗り付け、ベトナムで人気の高い日本製の化粧品等、大量の商品を万引きし、摂取した商品を海外に輸出するなど、高い組織性、計画性が認められる。

#### ■ 中国人犯罪組織等

中国人による犯罪の検挙は、来日外国人総検挙件数の 26.0%、総検挙人員の 25.3%、刑法犯検挙件数の 25.4%、検挙人員の 26.1%を占め、総検挙件数・人員ともにベトナムに次いで多い。

来日外国人刑法犯検挙件数に占める中国の割合を包括罪種等別に見ると、払出盗(不正に入

手したキャッシュカードを使用して現金を引き出し、窃取すること)が85.3%、支払用カード偽造が62.4%、詐欺が57.0%、侵入窃盗が20.8%、万引きが14.0%などとなっている。

刑法犯検挙人員を在留資格別に見ると、正規滞在が96.7%、不法滞在が3.3%であった。正規滞在では「留学」が20.6%と最多で、次が「技能実習」で12.8%、「日本人の配偶者等」が11.9%などとなっている。

中国人犯罪組織は、地縁・血縁等を利用したり、稼働先の同僚等を誘い込むなどしてグループを形成する場合が多い。また、中国残留邦人の子弟らを中心に構成されるチャイニーズドラゴン等の組織も存在する。

中国人の在留者は「技能実習」「留学」等の在留資格で入国する者が多いが、金銭的に困窮し、資金調達のため実習先から失踪する者や留学先の学校等を中途退学する者もあり、その後、不法就労や不法滞在を続けるうちにその他の犯罪に加担する者も少なくない。

過去に多く見られたピッキング等の開錠用具を使用した侵入窃盗や侵入強盗・緊縛強盗などの凶悪犯が減少する一方、近年は精巧な偽造クレジットカードや不正に入手した他人名義のモバイル決済システムの情報を利用して大量の商品をだまし取る犯罪が見られる。

このほか中国は、偽装結婚、旅券・在留カード等偽造などの犯罪インフラ事犯の検挙が比較的多い。また、中国人による犯罪では、スマートフォンアプリ等を通信手段として使用している場合が多く、犯罪の匿名性、広域性を強めている。

## ■ マレーシア人犯罪組織

マレーシア人による刑法犯の検挙件数は188件で、前年に比べて176件(48.4%)減、検挙人員は71人で、前年に比べて26人(26.8%)減と件数・人員ともに減少した。

減少の主な要因としては、詐欺の検挙件数が83件で、前年に比べて88件(51.5%)減、検挙人員が41人で、前年に比べて14人(25.5%)減となっており、支払用カード偽造の検挙件数が87件で、前年に比べて93件(51.7%)減、検挙人員が14人で、前年に比べて17人(54.8%)減となっていることが挙げられる。

刑法犯検挙人員を在留資格別に見ると、正規滞在は98.6%、不法滞在は1.4%であった。正規滞在では短期滞在が90.1%と大半を占めた。

マレーシア人による犯罪は、来日外国人犯罪の全体に占める割合は高くないが、自国の犯罪組織から指示され、「短期滞在」の在留資格で来日し、日本国内の百貨店等において、偽造クレジットカードを使用してバッグ等高級ブランド品をだまし取る事例が続いている。

以上